

第1号様式

ア 通常印字用 (200mm×148mm)

大阪市物価高騰対策給付金の支給のお知らせ	
お問い合わせ番号 <input type="text"/>	
様 (基準日(令和6年12月13日)時点の世帯主)	
このお知らせは、大阪市物価高騰対策給付金の支給要件を満たす世帯、かつ、本市が支給対象世帯の世帯主の預貯金口座を把握している世帯にお送りしています。 原則、手続きは必要ありませんが、あなたの世帯が、右記の 連絡が必要な場合 に該当する場合は、ご連絡をいただく必要がありますのでよくご確認ください。	
振込口座	
口座名義	
子ども加算 支給対象児童 [生年月日]	
1人あたり 2万円	
支給額	万円
振込予定日	令和 7年 月 日 ()
ご注意: 振込口座に振り込みができないことがわかった時は、振込予定日に振り込むことはできません。この場合、事務局から連絡させていただきますが、指定する日までに必要書類をご提出いただかなければ、本給付金は支給できません。	
大阪市物価高騰対策給付金支給要件 ・基準日(令和6年12月13日)時点において、本市の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯(1世帯あたり3万円) ・ただし、下記 連絡が必要な場合 の③~⑥に該当する世帯は除外します。 【子ども加算】 ・世帯主と同一世帯となっている平成18年(2006年)4月2日以降生まれの児童(児童1人あたり2万円) ・ただし、単身世帯の児童、世帯主である児童、行政機関の措置により施設等に児童のみで入所している児童、海外に居住している児童は除外します。	
注意事項 本給付金を支給後に、支給要件を満たしていないことが判明した場合は、本給付金を返還していただきます。	
連絡が必要な場合 次のいずれかに該当する場合は、令和 7年 月 日 () までに裏面に記載のコールセンターへご連絡いただくか、専用ホームページからオンラインで手続きしてください。 ①左記の振込口座を変更する場合(変更後の振込口座は、世帯主本人名義に限ります。なお、口座を変更した場合、振込予定日に振込はできず、振込口座変更届出書の提出後、1か月程度での振り込みとなります。) ②本給付金の受け取りを辞退する場合 ③他市町村で、本給付金と同様の給付金を受給した世帯 ④令和6年度分の住民税均等割課税者の被扶養者等のみで構成される世帯 ⑤修正申告等により、令和6年度分の住民税が課税となった者がいる世帯(課税となる所得があるにもかかわらず、申告していない者がいる場合を含む) ⑥租税条約による令和6年度分の住民税の免除を受けている者がいる世帯 ⑦左記の世帯主がお亡くなりになられた場合 ⑧左記の支給対象児童を扶養していない場合(行政機関の措置により施設等に児童のみで入所している場合を含む) ●ご連絡いただける方は、次のとおりです。 ・世帯主、または、同一世帯の世帯員 ・法定代理人(親権者、成年後見人、保佐人、補助人):世帯主との関係性が確認できる書類(登記事項証明書等)をFAXでお送りいただき確認させていただきます。 ・別居の親族:このお知らせを現認されている親族の方に限らせていただきますので、お手元にごお知らせをご用意ください。	
連絡が必要な場合のオンラインでの手続き 世帯主本人が専用ホームページから アクセスはこちら  オンラインで手続きができます。	

第1号様式

イ 文字数超過等対応用 (A4)

(表)

<table border="1"><tr><th colspan="2">お問合せ番号</th></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></table>		お問合せ番号			
お問合せ番号					
大阪市物価高騰対策給付金の支給のお知らせ					
<p>このお知らせは、大阪市物価高騰対策給付金の支給要件を満たす世帯、かつ、本市が支給対象世帯の世帯主の預貯金口座を把握している世帯にお送りしています。</p> <p>原則、手続きは必要ありませんが、あなたの世帯が、裏面の 連絡が必要な場合 に該当する場合は、ご連絡をいただく必要がありますのでよくご確認ください。</p>					
振込口座					
口座名義					
子ども加算 支給対象児童 [生年月日] 1人あたり 2万円					
支給額	万円				
振込予定日					
<p><small>ご注意：振込口座に振り込みができないことがわかった時は、振込予定日に振り込むことはできません。この場合、事務局から連絡させていただきますが、指定する日までに必要書類をご提出いただかなければ、本給付金は支給できません。</small></p>					
 大阪市 大阪市物価高騰対策給付金コールセンター					
0120-977-756 受付時間9:00～18:30(平日のみ) <small>TEL:06-7632-5425 2/1(土)、2/2(日)、3/8(土)、3/9(日)のみ9:00～17:30まで開設</small>					

(裏)

大阪市物価高騰対策給付金支給要件

- ・基準日(令和6年12月13日)時点において、本市の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯(1世帯あたり3万円)
- ・ただし、下記 **連絡が必要な場合** の③～⑥に該当する世帯は除外します。

【子ども加算】

- ・世帯主と同一世帯となっている平成18年(2006年)4月2日以降生まれの児童(児童1人あたり2万円)
- ・ただし、単身世帯の児童、世帯主である児童、行政機関の措置により施設等に児童のみで入所している児童、海外に居住している児童は除外します。

注意事項

本給付金を支給後に、支給要件を満たしていないことが判明した場合は、本給付金を返還していただきます。

連絡が必要な場合

次のいずれかに該当する場合は、令和7年 月 日() までに、表面に記載のコールセンターへご連絡いただくか、専用ホームページからオンラインで手続きしてください。

- ①表面の振込口座を変更する場合(変更後の振込口座は、世帯主本人名義に限ります。なお、口座を変更した場合、振込予定日に振込はできず、振込口座変更届出書の提出後、1か月程度での振り込みとなります。)
- ②本給付金の受け取りを辞退する場合
- ③他市町村で、本給付金と同様の給付金を受給した世帯
- ④令和6年度分の住民税均等割課税者の被扶養者等のみで構成される世帯
- ⑤修正申告等により、令和6年度分の住民税が課税となった者がいる世帯(課税となる所得があるにもかかわらず、申告していない者がいる場合を含む)
- ⑥租税条約による令和6年度分の住民税の免除を受けている者がいる世帯
- ⑦表面の世帯主がお亡くなりになられた場合
- ⑧表面の支給対象児童を扶養していない場合(行政機関の措置により施設等に児童のみで入所している場合を含む)

●ご連絡いただける方は、次のとおりです。

- ・世帯主、または、同一世帯の世帯員
- ・法定代理人(親権者、成年後見人、保佐人、補助人):世帯主との関係性が確認できる書類(登記事項証明書等)をFAXでお送りいただき確認させていただきます。
- ・別居の親族:このお知らせを現認されている親族の方に限らせていただきますので、お手元にこのお知らせをご用意ください。

連絡が必要な場合のオンラインでの手続き

世帯主本人が専用ホームページからオンラインで手続きができます。

アクセスはこちら



よくある質問

Q お知らせが届きましたが、手続きは必要ですか？

A このお知らせを受け取られた世帯は、基本的には手続きは不要です。
上に記載の **連絡が必要な場合** に該当する場合は、コールセンターへの連絡、または、専用ホームページでオンライン申請が必要ですのでよくご確認ください。

Q 別居の親族に扶養されていますが、給付金を受け取っても大丈夫ですか？

A 別居の親族(令和6年度分の住民税が課税されている方)に扶養されている方だけで構成される世帯は、今回の給付金の支給対象外となります。
給付金の受け取りを辞退していただく必要がありますので、コールセンターへご連絡いただくか、専用ホームページでオンライン申請してください。

Q 記載されている振込口座を変更したい。

A 振込口座の変更を希望する場合は、コールセンターへご連絡いただくか、専用ホームページでオンライン申請してください。
ただし、振込口座を変更すると、振込予定日に振り込むことはできず、振込口座変更届出書の提出後1か月程度での振り込みとなります。
なお、変更後の振込口座も基準日(令和6年12月13日)時点の世帯主名義の口座に限ります。

Q 世帯主名義以外の口座に振り込んでほしい。

A 世帯主名義以外の口座に振り込みを希望する場合は、確認書と代理手続申立書をお送りしますので、コールセンターまでご連絡ください。(3月上旬発送予定)
世帯主名義の口座に代えて指定できる口座は、配偶者または4親等以内の親族(親・子・孫など)や法定代理人(成年後見人など)等です。
詳しくは、コールセンターへお尋ねください。

Q 子ども加算の支給対象児童に記載されていない児童がいます。

A 支給対象児童に記載している児童は、基準日(令和6年12月13日)時点で、住民票に同一世帯として記録されている平成18年4月2日以降生まれの児童(一部基準日以降に出生の児童を含む)です。
記載している支給対象児童以外で、基準日以降に出生した児童や、学校の寮などに入っているが、世帯主と生計を同一にする児童などは、別途申請が必要のため、コールセンターへご連絡ください。

Q 給付金を辞退したい。

A 給付金の受給を辞退される場合は、上に記載の期限までにコールセンターへご連絡いただくか、専用ホームページからオンラインで手続きしてください。